

(別紙3)

岩手県災害公営住宅設計基準

住宅性能の項目		国が定める 参酌基準	岩手県の 災害公営住宅の基準	基準の概要
火災の安全	感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	—	<u>等級4</u> (木造・鉄骨造：等級1)	住戸において発生した火災の早期覚知のしやすさ 等級4： 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発する装置が設置されている 等級1： 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	—	<u>等級3</u> (木造・鉄骨造：等級1)	住戸の同一階または直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ 等級3：他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている 等級1：特定の設備不要
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	—	<u>等級2</u>	延焼の恐れのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級2：火炎を遮る時間が20分相当以上
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	—	<u>等級4</u>	延焼の恐れのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級4：火熱を遮る時間が60分相当以上
	耐火等級(界壁及び界床)	—	<u>等級4</u>	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級4：火熱を遮る時間が60分相当以上
劣化の軽減	劣化対策等級(構造躯体等)	等級3 (木造：等級2)	等級3 (木造：等級2)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 等級3：通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 等級2：通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
維持管理への配慮	維持管理対策等級(専用配管)	等級2	<u>等級3</u>	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 等級3：掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
	維持管理対策等級(共用配管)	等級2	等級2	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 等級2：配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
温熱環境	省エネルギー対策等級	等級4	等級4	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度 等級4：エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている

空気環境	ホルムアルデヒド対策等級 (内装及び天井裏等)	等級3	等級3	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 等級3：ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない（日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上）
音環境	重量床衝撃音対策	等級2 (又は相当スラブ厚15cm以上、RC造又はSRC造以外は相当スラブ厚11cm以上)	相当スラブ厚20cm相当以上。 (RC造又はSRC造以外:等級2又は相当スラブ厚11cm)	居室に係る上下階との界床の重量衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策 等級2：やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格の Li,r,H-65等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている (RC造での標準的仕様) ・ 直下が居室となる床スラブの厚さ 20.5cm 以上 ・ 床下地は乾式遮音二重床工法（製品性能 LH-50 以上）
	軽量床衝撃音対策	—	等級3相当以上	居室に係る上下階との界床の軽量衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策 等級3：基本的な軽量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格の Li,r,L-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている (RC造での標準的仕様) ・ 直下が居室となる床スラブの厚さ 20.5cm 以上 ・ 床下地は乾式遮音二重床工法（製品性能 LL-50 以上）
	透過損失等級（界壁）	—	等級3 (RC造又はSRC造以外:等級1)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝播音の遮断の程度 等級3：優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下で日本工業規格の Rr-50 等級相当以上）が確保されている程度 等級1：建築基準法に定める空気伝播音の遮断の程度が確保されている程度
	透過損失等級（外壁開口部）	等級2	等級2	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度 等級2：優れた空気伝播音の遮断性能（日本工業規格の Rm (1/3) -20 相当以上）が確保されている程度
高齢者への配慮	高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	等級3	等級3	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 等級3：高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
	高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	等級3	等級4	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 等級4：高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている